

職務に専念する義務の特例に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (職務に専念する義務の免除)</p> <p>第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。</p> <p>(1) 研修を受ける場合 (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p>(3) <u>前2号</u>に規定する場合を除くほか、市長が定める場合</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条 省略 (職務に専念する義務の免除)</p> <p>第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>必要な限りに</u>おいて、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。</p> <p>(1) 研修を受ける場合 (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合 (3) <u>その業務の全部又は一部が市の業務又は事務と密接な関連を有するものであり、かつ、市がその施策の推進を図るため人的支援を行うことが必要であると認められる国、県又は他の地方公共団体の職務に従事する場合</u> (4) <u>その業務の全部又は一部が市の業務又は事務と密接な関連を有するものであり、かつ、市がその施策の推進を図るため人的支援を行うことが必要であると認められる公共的団体の職務に従事する場合</u> (5) <u>前各号</u>に規定する場合を除くほか、市長が定める場合</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、同項第3号及び第4号に規定する公共的団体のうち、規則で定めるものにあつては、同項に規定するあらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得たものとみなす。</u></p> <p>以下省略</p>

一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第13条の2 省略 (給与の減額)</p> <p>第14条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、任命権者の承認があつた場合(職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第17条の規定による組合休暇の許可を受けた場合を除く。)を除くほか、その勤務1時間につき第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p>	<p>第1条～第13条の2 省略 (給与の減額等)</p> <p>第14条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、任命権者の承認があつた場合(職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第17条の規定による組合休暇の許可を受けた場合を除く。)を除くほか、その勤務1時間につき第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p> <p><u>2 前項に規定する承認は、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和31年三田町条例第33号)第2条に規定する承認を得た場合においては、これがなされたものとみなす。</u></p> <p>第14条の2 職員が勤務時間外において職務に専念する義務の特例に関する条</p>

以下省略

例第2条第1項第3号及び第4号に該当する職務に従事する場合は、必要な限りにおいて、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、時間外勤務手当その他必要な手当を支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める団体にあつては、同項に規定するあらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得たものとみなす。

以下省略